

## 平成 27 年 4 月施行の制度改正関係資料

No.	内 容	ページ
1	特別養護老人ホーム入所指針関係	1～8
2	多床室の居住費の変更について	9
3	平成 27 年 4 月以降の住所地特例対象者に係る介護予防支援の取扱いについて	10～12

平成27年4月から

## 特別養護老人ホームの入所基準が変わります

平成27年4月1日以降

特別養護老人ホームの新規入所対象者は  
原則

**要介護3以上の方**

になります。



### 《改正の趣旨》

特別養護老人ホームの入所申込が非常に多い状況のなかで、限られた資源を有効に活用するため、より入所の必要性の高い方々が入所しやすくなるよう、介護保険法の改正により基準が改められたものです。

### 【特例入所】

◎ 要介護1、2の方であっても、やむを得ない事情により居宅での日常生活を営むことが困難であると認められる場合（※）には、特例で入所対象となる場合があります。

※ 例えば、認知症や知的障害・精神障害等により、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、在宅生活が困難な状態であるなど

（詳しくは、居宅介護支援事業所の担当ケアマネジャー又は施設の担当職員にご相談ください。）

◎ 入所申込の手続きについては、各施設に直接お問い合わせください。

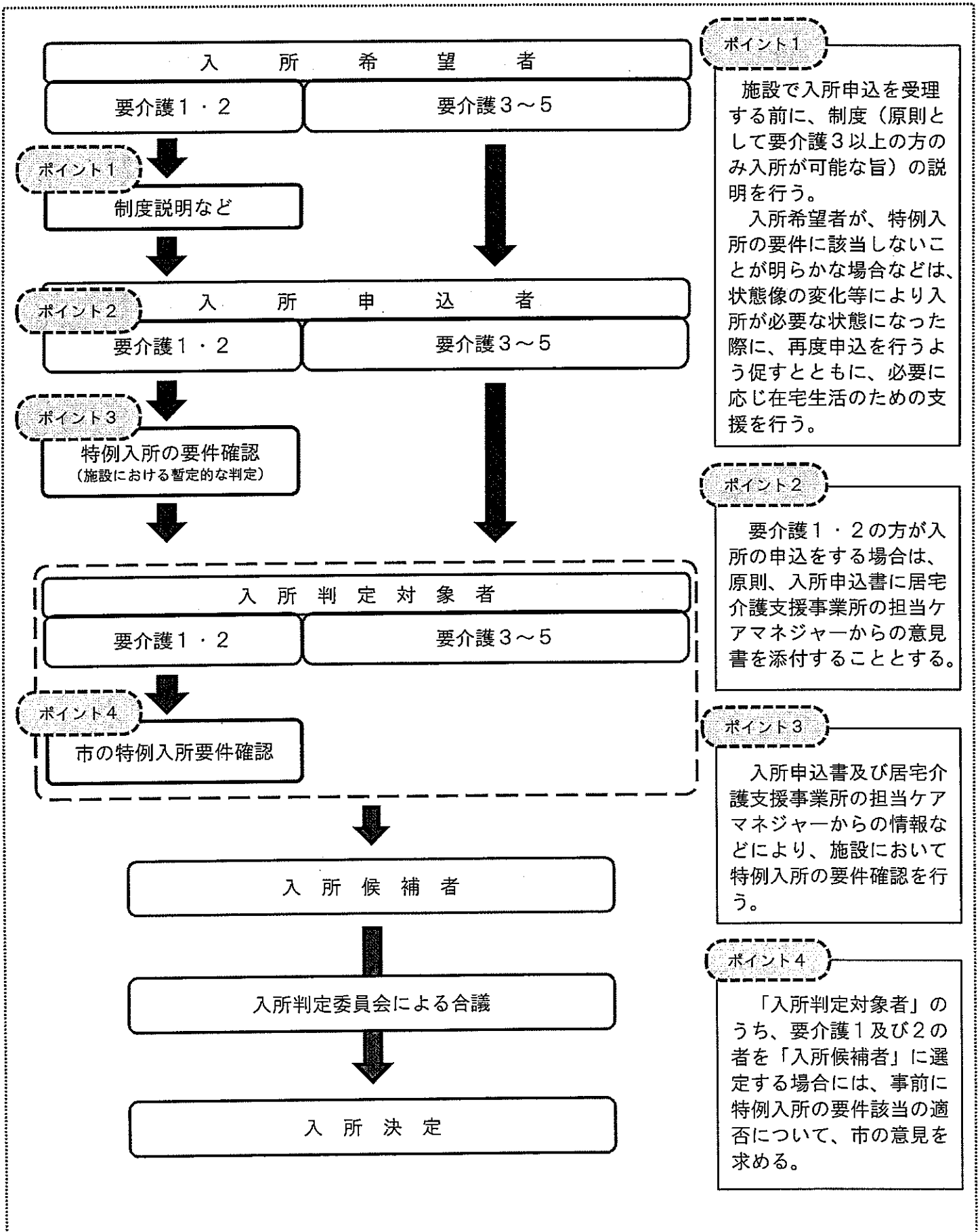
（制度のお問い合わせ先）

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

Tel (082) 504-2363 FAX (082) 504-2136

# 指定介護老人福祉施設等の入所決定手続きについて

## 入所決定までのフロー



ポイント1

施設で入所申込を受理する前に、制度（原則として要介護3以上の方のみ入所が可能な旨）の説明を行う。  
入所希望者が、特例入所の要件に該当しないことが明らかな場合などは、状態像の変化等により入所が必要な状態になった際に、再度申込を行うよう促すとともに、必要に応じ在宅生活のための支援を行う。

ポイント2

要介護1・2の方が入所の申込をする場合は、原則、入所申込書に居宅介護支援事業所の担当ケアマネジャーからの意見書を添付することとする。

ポイント3

入所申込書及び居宅介護支援事業所の担当ケアマネジャーからの情報などにより、施設において特例入所の要件確認を行う。

ポイント4

「入所判定対象者」のうち、要介護1及び2の者を「入所候補者」に選定する場合には、事前に特例入所の要件該当の適否について、市の意見を求める。

## 特例入所の要件に係る情報提供書

事業所・施設名		記入者氏名	
事業所等所在地		連絡先	- -
		記入日	年 月 日

対象入所申込者情報	氏名	被保険者番号										
		性別		男 ・ 女								
	住所	生年月日		明治 大正 昭和	年	月	日					
		介護度		要介護 1 ・ 2								
	手帳保有状況	認知症高齢者の日常生活自立度	無 ・ 有	ランク ( 自立 ・ I ・ IIa ・ IIb ・ IIIa ・ IIIb ・ IV ・ M )								
		療育手帳	無 ・ 有	等級 ( B ・ マルB ・ A ・ マルA )								
精神障害者保健福祉手帳		無 ・ 有	等級 ( 3級 ・ 2級 ・ 1級 )									
在宅サービス利用率	〔                    〕 %		※ 申込日の属する月の前3月について、[利用単位合計÷支給限度額合計] (少数点以下四捨五入) により算出									

項 目		該当性
1	認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられること	該当 ・ 非該当
2	知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁にみられること	該当 ・ 非該当
3	家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心確保が困難であること	該当 ・ 非該当
4	単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること	該当 ・ 非該当

入所申込者の状況	(1～4の該当する項目について、入所申込者の具体的な状況を御記入ください。)	

## 広島市指定介護老人福祉施設等入所指針

### 1 目的

この指針は、入所の必要性が高い入所申込者が優先的・緊急的に入所できるよう、広島市内に所在する指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設（以下「施設」という。）の入所に関する手続き及び基準を明示することにより、入所決定過程の透明性・公平性を確保するとともに、施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

### 2 入所判定対象者

- (1) 入所判定の対象となる者は、入所申込者のうち、次のいずれかに該当する者であって、常時介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者とする。
  - ア 要介護3から5の認定を受けている者
  - イ 要介護1又は2の認定を受けている者であって、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められる者
- (2) 前号イに規定するやむを得ない事由があることを判定するに当たっては、次に掲げる事情を考慮するものとする。
  - ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
  - イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること
  - ウ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること
  - エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

### 3 入所申込

- (1) 入所の申込は、別紙様式1「指定介護老人福祉施設等入所申込書」（以下「入所申込書」という。）により、入所を希望する被保険者本人又はその家族等が施設に対して行うものとする。
- (2) 前項第1号イの規定に該当する入所判定対象者（以下「特列入所対象者」という。）として入所申込を行う者は、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成する別紙様式2「特列入所の要件に係る情報提供書」（以下「情報提供書」という。）を入所申込書に添付することとする。
- (3) 前号に規定する入所申込者が居宅サービスを利用していない場合等、居宅介護支援事業所の介護支援専門員による情報提供書の作成が困難な場合にあっては、施設においてこれを作成するものとする。ただし、病院、地域包括支援センター等、入所申込者の状況を把握する関係機関があれば、当該機関に情報提供書の作成を依頼することは差し支えない。
- (4) 入所申込書を受理した施設は、入所申込者の了解を得て、必要に応じて介護支援専門員等から入所の必要性等に関する意見を徴することができる。

#### 4 入所指針の説明

施設は、入所申込書を受理したときは、入所申込者及びその家族等に対して、本入所指針の内容について説明を行うとともに、介護度・介護状況等に変化があった場合は、施設に対して連絡するよう依頼する。

#### 5 特例入所対象者等に係る情報共有

(1) 施設は、要介護1又は2の認定を受けている者から入所申込を受けた場合は、当該入所申込者の介護保険の保険者である市町村（以下「保険者市町村」という。）に報告を行うものとする。

(2) 施設は、要介護1又は2の認定を受けている入所申込者を特例入所対象者に該当するものとして判定し、入所を決定する場合にあっては、その決定を行うまでの間に、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かについて、保険者市町村に意見を求めるものとする。この場合において、入所申込者が、広島市が行う介護保険の被保険者であるときの意見照会は、所定の様式に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

ア 入所申込書

イ 情報提供書

ウ その他市長が必要と認める書類

#### 6 入所検討委員会の設置

施設は、入所の決定に係る事務を処理するために、合議制の入所検討委員会を設置するものとする。

入所検討委員会の設置・運営は以下の要領で行う。

##### ア 委員構成

入所検討委員会は施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等で構成するほか、施設職員以外の者（当該法人の評議員、地域の福祉関係者、苦情解決に係る第三者委員等）を1名以上加えるものとする。

##### イ 開催

入所検討委員会は、必要に応じて施設長が開催する。

##### ウ 所掌事務

入所検討委員会は、介護の必要の程度、家族の状況、その他の事項を調査し、調査票を作成した上で、入所の必要性を評価し、これに基づいて入所の決定を行う。

##### エ 記録

(ア) 入所検討委員会は、開催の都度その協議の内容を記録し、これを2年間保存するものとする。また、第5項第2号の規定により保険者市町村に意見を求めた場合は、この意見照会に係る書類も併せて保存するものとする。

(イ) 施設は、保険者市町村から求めがあったときは、(ア)に規定する記録を提出するものとする。

(ウ) 施設は、入所申込者やその家族から入所検討委員会の協議内容の開示を求められた場合は、個人の情報に係る部分を除き、これに応じることとする。

##### オ 守秘義務

入所検討委員会の委員は、業務上知り得た入所申込者及び家族等に係る情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

## 7 評価基準及び入所決定方法

入所の必要性に係る評価基準は、別表のとおりとし、入所検討委員会は、当該評価基準に基づき入所順位を決定するものとする。ただし、次に掲げる事情により、決定した入所順位では施設における適切な処遇及び運営に支障が生じる場合にあっては、入所検討委員会の合議により入所順位を調整することができる。

- ア 性別（部屋単位の男女別構成）
- イ ベッドの特性（一般・認知症専用床等）
- ウ その他特別に考慮しなければならない事情

## 8 入所待機者名簿の管理

(1) 施設は、入所申込書を受理したときは、入所待機者名簿にその内容を記載して管理するものとする。

この場合において、要介護1又は2の認定を受けている者からの入所申込については、施設において当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判定した後、特例入所対象者その他の入所申込者が判別できるように記載するものとする。

(2) 入所申込者から介護度・介護状況等が変化した旨の連絡があった場合は、入所待機者名簿にその内容を記録するものとする。また、入所申込者から入所申込書の取下げの申出があった場合は、入所待機者名簿から削除するものとする。

## 9 特別な事由による優先入所

次に掲げる場合においては、入所検討委員会の審議を経ることなく、施設長の判断で優先入所を決定することができるものとする。

また、施設長はその決定内容をその後開催される入所検討委員会に報告するものとする。

- ア 入院を契機として入所契約を解除した者が、退院後在宅での介護が困難である場合（特例入所対象者として判定を受けていない者が、再入所時において要介護1又は2の認定を受けている場合を除く。）
- イ 介護者の入院、介護者からの虐待・介護放棄、災害や事件・事故等で緊急に入所する必要が認められる場合
- ウ 市町村から老人福祉法に定める措置による入所の依頼があった場合
- エ その他特段の緊急性が認められる場合

## 10 入所辞退者の取扱い

(1) 入所検討委員会において入所を決定したにもかかわらず、特段の理由なく入所申込者の都合により辞退した場合は、施設長の判断により、入所順位を繰り下げることができる。

(2) 前号の規定に基づいて入所順位を繰り下げた後、入所申込者が再度入所を辞退した場合には、入所申込者の意思にかかわらず、施設長の判断により、入所申込名簿から削除

することができる。

- (3) 入所申込者の入院等やむを得ない理由により、一時的に入所を延期する場合は、前2号の規定にかかわらず、順位の繰り下げ等の措置を保留するものとする。

#### 11 適正な運用

- (1) 施設は、この指針に基づき、適正に入所決定事務を行う。
- (2) 広島市は、この指針の適正な運用について、施設に対し必要な助言を行うことができる。

#### 12 入所指針の施行時期

この入所指針は、平成27年4月1日から適用する。



別表（第7項関係）

勘案項目	項目内容		点数配分	
本人の状況	要介護1 } 要介護2 } (※) 要介護3 要介護4 要介護5	10点	30点	
		15点		
		20点		
		25点		
		30点		
介護の必要性	居宅サービス利用状況 (支給限度額に占める割合 直近3カ月の平均)	3割未満 0点	10点	
		3割以上7割未満 5点		
		7割以上 10点		
介護者の状況	介護者はいるが、下記以外の理由で十分な介護が困難		10点	30点
	介護者が、就労、複数介護、育児中であり介護が困難		15点	
	介護者が、要介護、障害、病気であり介護が困難		20点	
	長期入院や県外在住等により介護する者がいない		25点	
	身寄りがなく介護する者がいない		30点	
特記事項	上記の勘案項目以外に、施設入所の必要性を判定するため、特段の理由があると認められる場合には、各施設の判断により点数を加点する。	(例示項目) ・不適應行動 ・居住・衛生環境 ・地域性 ・経済的困窮度 ・その他	20点	

※ 特例入所の要件に該当しない要介護1・2の者は評価対象外

(注1) 各勘案項目ごとの点数は「点数配分」欄の点数を限度とする。

項目内容における点数は基準であり、それぞれの実情に応じて加点・減点できるものとする。

(注2) 老健・病院等に入所・入院している者の「介護の必要性」及び「特記事項」については、退院

・退所後に予想される状況により判断する。

## 多床室をご利用の皆様へ

### 費用額の変更について（お知らせ）

◎ 平成27年度の介護報酬改定に伴い、多床室の居住費（滞在費）に係る基準費用額及び第2・3段階の負担限度額が以下のとおり変更されます。

（1日当たりの金額）

区分	現 行	変 更 後
基準費用額	320円	370円
負担限度額 （第2・3段階）		

今回の変更は、直近の家計調査における光熱水費の額が現行の基準費用額・負担限度額を上回っていることを踏まえて行われたものです。

### 第2段階又は第3段階の負担限度額認定を受けている方へ

平成27年3月31日以前に発行した負担限度額認定証（桃色）をお持ちの場合は、平成27年4月1日から同年7月31日まで、多床室の負担限度額「320円」を「370円」に読み替えます。

※ 今回の変更に伴う認定証の再発行の手続きは必要ありません。

（参考：変更後の基準費用額・負担限度額一覧）

区分	食費	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室 （特養等）	従来型個室 （老健・療養等）	多床室
基準費用額	1,380	1,970	1,640	1,150	1,640	370
負担限度額 （利用者負担段階第3段階）	650	1310	1310	820	1310	370
負担限度額 （利用者負担段階第2段階）	390	820	490	420	490	370
負担限度額 （利用者負担段階第1段階）	300	820	490	320	490	0

（\* 網掛けが今回変更された部分です。）

## 平成27年4月以降の住所地特例対象者に係る介護予防支援の取扱いについて

### 1 変更内容

住所地特例対象者に対する介護予防支援は、現在、保険者が指定した介護予防支援事業者が行っていますが、平成27年4月以降、施設所在市町村が指定した介護予防支援事業者が行うこととなります。

この改正に伴い、介護予防サービス計画作成の届出先は下表のとおりとなります。

(介護予防サービス計画作成の届出先)

区分		本市被保険者	他市町村被保険者
期間	施設所在地		
制度改正後 (平成27年4月以降)	本市	本市	本市
	他市町村	他市町村	他市町村
制度改正前 (平成27年3月末まで)	本市	本市	他市町村
	他市町村	本市	他市町村

### 2 制度改正前（平成27年3月末まで）に必要となる事務

本改正に伴い、住所地特例対象者については、契約する介護予防支援事業者の変更が必要になることから、当該変更を円滑に行うため、介護予防支援事業者において、以下の①及び②のとおり過渡期の事務処理を実施してください。

#### ① 本市の被保険者が他市町村に所在する施設に入所している場合

別紙「住所地特例対象者一覧」により、対象者の有無を御確認いただき、対象者がいる場合は、以下のことを実施してください。（対象者の有無にかかわらず一覧を送付しています。）

ア 平成27年4月1日以降、施設所在地の介護予防支援事業者（地域包括支援センター）が介護予防支援を行うこと、また、当該地域包括支援センターと改めて契約を締結する必要があること等を対象者に説明してください。

イ 介護予防支援事業者の変更に伴い、施設所在地の地域包括支援センターに事務の引き継ぎ（資料提供）を行うことについて、対象者の了解を得てください。

ウ 施設所在地の地域包括支援センターに対して、事務の引き継ぎを行う旨を連絡してください。

エ 対象者と施設所在地の地域包括支援センターが契約を締結した後、当該センターに事務の引き継ぎを行ってください。

#### ② 他市町村の被保険者が本市に所在する施設に入所している場合

他市町村に所在する地域包括支援センターから、事務の引き継ぎを行う旨の連絡を受けた場合は、以下のことを実施してください。

- ア 対象者と介護予防支援業務に係る契約を締結してください。
  - イ 契約締結後、以前担当していた地域包括支援センターから事務の引き継ぎを受けてください。
  - ウ 契約締結後は、通常どおり、介護予防支援を実施してください。
- ※ 必要に応じて、介護予防サービス計画作成の届出を代行していただきますようお願いいたします。

### 3 担当及び届出の提出先

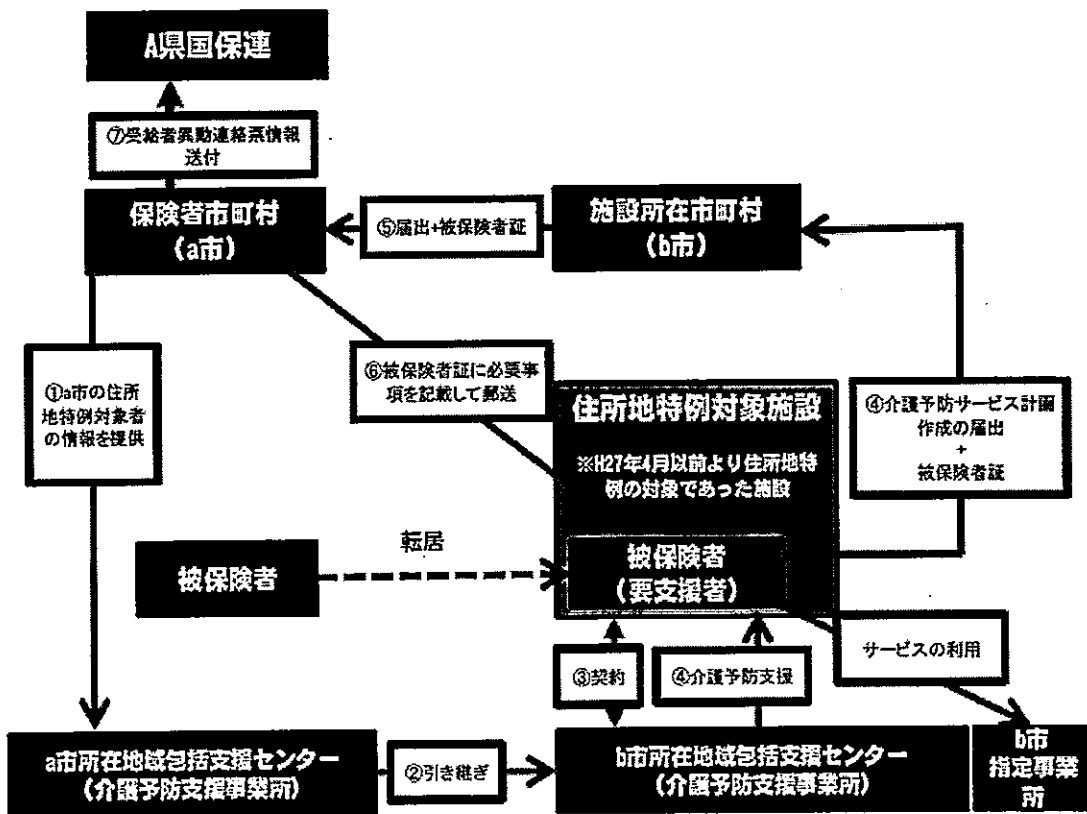
他市町村の被保険者が本市に所在する住所地特例対象施設に入所する場合（2-②）においては、住所地特例対象施設の所在地を担当圏域とする地域包括支援センターが当該被保険者の介護予防支援を担当することとします。

また、本件に係る介護予防サービス計画作成の届出先については、通常どおり、介護予防支援事業所が所在する区の健康長寿課介護保険係になります。

### 4 全体の事務フロー（参考）

本件の事務の流れは以下のとおりです。

「平成27年4月の改正介護保険法施行に係る住所地特例の取扱い（介護予防支援・介護予防ケアマネジメント）について」（平成27年2月27日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡抜粋）



- ① 保険者市町村（a市）は、管内の介護予防支援事業所（地域包括支援センター）に対して、a市被保険者の住所地特例対象者の名簿等（該当被保険者の氏名・被保険者番号・施設所在市町村名・住所）を作成し、情報提供する。  
※ 今般の介護予防支援の取扱いの対象となるのは、平成27年4月以前より住所地特例対象者のうち、要支援者であって、現在、介護予防支援を受けている者とするのが基本であると考えられる。  
※ 介護予防支援の実施が施設所在市町村（b市）所在の地域包括支援センターに変更となる旨を保険者市町村（a市）、a市所在地域包括支援センター等が対象の被保険者に連絡。
- ② 保険者市町村（a市）の地域包括支援センターは、保険者市町村（a市）から情報提供を受けた上で、施設所在市町村（b市）の地域包括支援センターに対して事務引き継ぎを行う旨の連絡をする。  
※ 当該事務について、地域包括支援センターではなく、事務引き継ぎを行う居宅介護支援事業所が連絡することとしてよい。
- ③ 被保険者は介護予防支援事業所が変更となる趣旨の説明をした上で、改めて施設所在市町村（b市）の地域包括支援センターと被保険者との契約を行う必要がある。契約後、地域包括支援センターから対象者に関する資料を引き継ぐこととなる。
- ④ 被保険者は介護予防サービス計画作成依頼届出を被保険者証を添付して施設所在市町村（b市）に対して行う。施設所在市町村（b市）の地域包括支援センターは介護予防支援を行う。
- ⑤ 施設所在市町村（b市）から保険者市町村（a市）に対して、介護予防サービス計画作成依頼届出及び被保険者証を送付する。（写しを送付することでもよい。）
- ⑥ 保険者市町村（a市）は⑤の介護予防サービス計画作成依頼届出（又はその写し）をもとに、被保険者証に次の内容を記載し、被保険者へ郵送する。
  - ・居宅介護支援事業者：地域包括支援センター等の名称
  - ・届出年月日：④の介護予防サービス計画作成依頼届出を行った日
- ⑦ （システム上平成27年4月以降）保険者市町村a市は、該当の住所地特例対象者について、住所地特例項目を設定し地域包括支援センターの情報を更新する「受給者異動連絡票情報」を、所在する都道府県国保連に送付する。